

## 「働き方改革」に向けた取組の協力を要請

愛知労働局長が当協会 白井会長を訪問

去る2月5日、愛知労働局から藤澤局長、鈴木労働基準部長、小川監督課長、上柳働き方・休み

方改善コンサルタントの4名が(株)中日新聞社を訪問。藤澤局長は、今年1月9日に設置された『愛知労働局「働き方改革」推進本部』(注1)の本部長として、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進など従来の働き方を見直す「働き方改革」に向けた取り組みへの協力を、(株)中日新聞社 白井文吾会長(当協会会长)に要請しました。

白井会長からは、中日新聞社における女性の育児休暇の取得状況をはじめ、男性の育児休暇の取得状況、女性社員の比率や女性記者の比率、ワーカーライフバランスについて労働組合の要求を上回る回答を行っている、等の説明がありました。

つづいて、当協会の会長である白井会長に代わり、市之瀬専務理事・事務局長より当協会における「働き方改革への取り組み」について次のようない説明を行いました。

「当協会も先の『『働き方改革』に向けた共同宣言』にて企業の取り組みを推進する立場にあり、宣伝にて企業の取り組みを進めている『企業からのお問い合わせアドバイス』『講習等で正確な法知識の習得を促す』『迅速に労働情報を伝達する』として各企業の良い取り



藤澤本部長(右から3人目)、  
鈴木副本部長(右から4人目)、  
白井会長(右から2人目)

当日は初めて、藤澤本部長より白井会長に「働き方改革」の趣旨や背景、また訪問前日に愛知県と同時発表した全国で初めてとなる愛知県・主要労使団体等と共に

に行つた『『働き方改革』に向けた共同宣言』の説明がありました。そして白井会長に、当協会の会長として、また、この地域におけるリーディングカンパニーとしての旗振り役を要請しました。

白井会長からは、中日新聞社における女性の育児休暇の取得状況をはじめ、男性の育児休暇の取得状況、女性社員の比率や女性記者の比率、ワーカーライフバランスについて労働組合の要求を上回る回答を行っている、等の説明がありました。

「当協会も先の『『働き方改革』に向けた共同宣言』にて企業の取り組みを推進する立場にあり、宣伝にて企業の取り組みを進めている『企業からのお問い合わせアドバイス』『講習等で正確な法知識の習得を促す』『迅速に労働情報を伝達する』として各企業の良い取り組みをボーダータルサイト(注2)などを通じて紹介したい。中日新聞社の取り組みや、きっかけとなつたエピソードなどのPRにも協力を頂きたい」と要請しました。

なお、愛知労働局では、ホームページに「愛知の働き方改革」のページを設けています。この中で『『働き方改革』宣言企業』や『『働き方改革』事例』の募集(内容確認後、愛知労働局のホームページ等で紹介)、また、「働き方改革」を進めようとする企業・事業所に対し「働き方・休み方改善コンサルタント」が出向いて支援を行うこと等を紹介しています。

つづいて、当協会の会長である白井会長に代わり、市之瀬専務理事・事務局長より当協会における「働き方改革への取り組み」について次のようない説明を行いました。

「当協会も先の『『働き方改革』に向けた共同宣言』にて企業の取り組みを推進する立場にあり、宣伝にて企業の取り組みを進めている『企業からのお問い合わせアドバイス』『講習等で正確な法知識の習得を促す』『迅速に労働情報を伝達する』として各企業の良い取り

化して「働き方改革」を進めようとする企業をサポートいたします。当協会としても率先して「働き方改革」の事業活動を推進すると同時に、会員をはじめとする多くの企業に、下記の『『働き方改革』に向けた共同宣言』にせひともご賛同頂き、『『働き方改革』に取り組んでいたくようお願いしてまいります』。

注1・愛知労働局「働き方改革」推進本部は、平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014の内容、平成26年11月施行「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念を踏まえ、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」の実現に向けた取組体制を強化するため、愛知労働局長を本部長、副本部長・同労働基準部長、本部員・同雇用均等室長、監督課長、労働時間課長、健康課長、職業安定部長として、平成27年1月9日に設置されたもの。本誌2月号8ページ参照。

注2・厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、長時間労働削減推進本部の方針のもとに収集した働き方改革に取り組んでいる企業21社の取組事例を公表。また、「働き方・休み方改善指標」による企業診断を行うことができ、結果に基づいた対策の提案や実施している企業の取組事例を紹介しています。<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

## 愛知「働き方改革」に向けた共同宣言

～働き方の見直しで働く人も家庭も地域も企業も元気に～

我が国の活力と成長力を高め、持続可能な社会をつくる観点から、仕事をと生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

特に労働の分野では、長時間労働を前提とするような労働慣行を改めることが求められてきましたが、全国的にも長時間労働を行う労働者の割合は目立った減少傾向を示していないう状況があり、また過労死等に係る労災認定件数も高水準で推移している状況があります。

愛知県でも全国より長時間労働の傾向が見られ、平成25年の調査では、所定外労働時間が1ヵ月当たり12・0時間と全国平均よりも長く、月間総実労働時間も145・8時間で全国平均の145・5時間以上回っています。年次有給休暇の取得率は50%前後で推移している

ものの、「2020年までに70%」とする国の目標には及ばない現状です。そこで、労働環境を根本から見直し、時間外労働の抑制や休暇取得を推進するとともに、労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方を広めるなど、「働き方改革」を強く進めることが重要です。

このような「働き方改革」を進めるこによつて、過労死等の防止はもと働くことができるよう健康で安心して働き活き健康で安心して働き活きと働くことができるようになることや人材の確保・育成・生産性の向上などの効果も期待でき、女性の活躍する社会、若者や高齢者等も能力を發揮できる社会、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にもつながります。

私たちは、これらの共通認識を持ち、各企業の取組を促進し先進的な事例を紹介する等の活動を通じ、この宣言に賛同いただける自治体や各団体等とも連携しながら、働く者が意欲と能力を十分発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、「働き方改革」を進めます。これらのことを通じ、愛知の働く人、家庭、地域、企業がより魅力的で元気になることをを目指します。

平成27年2月4日

愛知労働局 愛知県  
愛知県経営者協会 愛知  
県商工会議所連合会 愛知  
知県商工会連合会 愛知  
県中小企業団体中央会 愛知  
日本労働組合総連合会 愛知  
知県連合会 公益社団法人愛知労働基準協会・各地区労働基準協会

## 「企業の労働110番」会員事業場専用無料相談ダイヤル

電話 052-961-7110 ・ FAX 052-961-9635  
メールアドレス [roumu@meihokurouki.or.jp](mailto:roumu@meihokurouki.or.jp)

労務管理、安全衛生管理、労働トラブル等にかかるご相談がございましたら、上記までご連絡ください。事務局での面談、電話、メール、FAXにて社会保険労務士等の当協会専門職員が企業の立場でお答えいたします。